

各 位



2015年5月13日

会 社 名 株 式 会 社 メ ガ チ ッ プ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 田 明
(コード番号 6875 東証第一部)

問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 ・ 執 行 役 員
管 理 統 括 部 長 藤 井 理 之
(TEL 06-6399-2884)

利益配分に関する基本方針の変更及び剰余金の配当の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記のとおり、利益配分に関する基本方針を変更し、2015年3月31日を基準日とする剰余金の配当を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 利益配分に関する基本方針の変更及びその理由

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、業績に応じた利益還元に努めてまいりました。今後さらに、持続的な利益還元と会社の成長がともに向上することの実現に向け、今後の会社の経営状況を勘案した上で積極的な利益還元に努めるべく、下記のとおり利益配分に関する基本方針を変更することといたしました。

<変更前>

- (1) 企業価値の持続的な向上を目指し、革新的な新技術の創出のための基礎研究や独創的な製品の開発、適正な事業ポートフォリオの実現、優秀な人材の獲得など、中長期の成長に向けて資金を振り向けます。また、経営環境の変化にも耐えうる健全な財務体質を維持するため、必要な内部留保を確保いたします。
- (2) 剰余金の配当につきましては、配当性向30%程度、又は連結純資産配当率(DOE)2%程度の、いずれか高い方を基本として、連結業績、財務状況、投資計画等を考慮し決定いたします。(但し、会計・決算上の特殊要因がある場合は、十分考慮の上、加減算することもあります。) 具体的には、次の「イ」又は「ロ」のいずれか高い方を、1株当たりの年間配当金として決定いたします。
 - イ. 連結当期純利益の30%程度に相当する額を配当金総額とし、これを期末時点で保有する自己株式数を差し引いた期末発行済株式数で除した金額
 - ロ. 連結純資産配当率(DOE)2%程度に相当する額を配当金総額とし、これを期末時点で保有する自己株式数を差し引いた期末発行済株式数で除した金額
- (3) 資本効率向上のため、市場の状況、株価動向、財務状況等を勘案し、機動的に自己株式を取得し、株主の皆様へ還元するよう努めてまいります。

配当の決定は、平成18年6月23日開催の第16期定時株主総会におきまして承認いただきました定款により、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により実施します。

配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載・記録された株主様又は登録株式質権者様に対し、年1回実施します。ただし、会社法並びに定款の規定に従い、取締役会決議により別に基準日を定め、配当を行うことがあります。

<変更後>

- (1) 剰余金の配当につきましては、中期的な経営状況の見通しを考慮の上、連結当期純利益（但し、会計・決算・税務上の特殊要因は、十分勘案の上、加減算することもあります。）の30%以上に相当する額を配当金総額として決定し、これを期末時点で保有する自己株式数を差し引いた期末発行済株式数で除した金額とします。
- (2) 企業価値の持続的な向上を目指し、革新的な新技術の創出のための基礎研究や独創的な製品の開発、適正な事業ポートフォリオの実現、優秀な人材の獲得など、中長期の成長に向けた資金を確保すること、ならびに経営環境の変化にも耐える健全な財務体質を維持することにも配慮します。
- (3) 資本効率向上のため、市場の状況、株価動向、財務状況等を勘案し、機動的に自己株式を取得し、株主の皆様へ還元するよう努めます。

配当の決定は、平成18年6月23日開催の第16期定時株主総会におきまして承認いただきました定款により、会社法第459条第1項の規定に基づき、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により実施します。

配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載・記録された株主様又は登録株式質権者様に対し、年1回実施します。ただし、会社法並びに定款の規定に従い、取締役会決議により別に基準日を定め、配当を行うことがあります。

2. 配当の内容

	決定額 (2015年3月期)	直近の配当予想 (2015年1月30日公表)	前期実績 (2014年3月期)
基準日	2015年3月31日	同左	2014年3月31日
1株当たり配当金	34円00銭	未定	34円00銭
配当金の総額	759百万円	—	793百万円
効力発生日	2015年6月3日	—	2014年5月30日
配当原資	利益剰余金	—	利益剰余金

3. 配当金決定の理由

当期（2015年3月期）の剰余金の配当につきましては、この度変更いたしました当社の利益配分に関する基本方針に基づき、2015年3月31日現在の株主様に対し、普通配当として1株当たり年間34円（前期は年間34円）の配当を実施することを決定いたしました。

（参考） 年間配当の内訳

基準日	1株当たり配当金（円）				
	第1 四半期末	第2 四半期末	第3 四半期末	期末	年間
当期実績 (2015年3月期)	—	—	—	34.00 (うち普通配当34.00)	34.00 (うち普通配当34.00)
前期実績 (2014年3月期)	—	—	—	34.00 (うち普通配当34.00)	34.00 (うち普通配当34.00)

4. 今後の日程

- 2015年6月2日 株主総会招集ご通知・提供書面・参考書類とともに配当金に関する書類を発送
2015年6月3日 配当金の支払い開始

以上